教育長	次長	課長	係

指導主事	指導主事	指導主事

19高教政第 343 号
平成 19 年 6 月 12 日

各市町村（学校組合）教育長　様

高 知 県 教 育 長

夏期における休暇の取得促進について（通知）

うえのことについては、平成８年１月８日付け７教義第 1105 号、平成 11 年６月 24 日付け 11 教職第 172 号及び 18 高教職第 1399 号により取り扱っていただいておりますが、職員の健康維持と能率増進のため、管内学校長に対し、下記事項に留意のうえ、自ら率先して取得に努めるとともに、所属教職員の休暇の取得を促すようご指導願います。

記

1　夏期における休暇の取得計画の作成

夏期特別休暇５日について、６月 30 日までに取得計画を作成してください。

その際、少なくとも３日の連続休暇を取得するよう呼びかけてください。

また、取得計画が計画のみで終わることのないように、計画の実行についても確認してください。

2　業務の調整等

職員間の業務の調整等により、休暇を取得しやすい環境づくりに努めてください。

また、連続休暇をより取得しやすくするための業務の調整にも配慮してください。

平成　　年度　夏期特別休暇計画表

〈参考例〉

職　名	氏　名	曜日 7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

職　名	氏　名	曜日 8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

職　名	氏　名	曜日 9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	